

P8310780.JPG 2019/03/07

慶応四年七月二十五日より慶応四年七月二十九日まで

P8310780right

朝請願、御扶助米願無村にて、御順地移住願、御請願四ヶ条の内へ決し、願立候様御用人より

達の趣、組役広戸の孝助来り、口達の旨且今日中御答可申立との由也、大事の儀に付暫く猶予(豫)受し度写に勘弁いたし度段、書取右大助へ託し休左衛門を以届出す様頼遣す、夕餐を勧む

廿六日丑 晴

前山隠居来り、此は当荘□於の紹介による、午餐を設、休左衛門来る、□太郎より差出し日延、猶豫の儀は難叶趣□□取扱日野根申聞、右書付差返せし由に付御順地へ移住願の方に決し此段書取実印とも致遣す

廿七日寅 雲

P8310780left

富沢叔母来り、小品持来、且此休左衛門へ遣せし印形持来る、並大保兩人のために長屋の内借受度旨等申聞る、午餐を勧む

廿八日卯 陰漸薄晴

此富沢氏よりの頼により長屋向き□□□一見として茶溪邸へ行く、小品携へ太郎を伴う廿九日辰 晴

永持隠居来る、小品持来午餐鱈(鱈*)飯を勧む、此宮市尋問す、要事なし、後溝に釣を毛、太郎次郎を伴ふ、入夜須崎常来る、小品を持来、

八月

*1: 鱈(はも)飯か鱈(どじょう)飯か

*2:

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。